

議案第 8 4 号

山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることとする。

令和 6 年 1 2 月 5 日 提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

山都町運動公園内に整備しているサッカー場及びちびっこ運動広場の令和 7 年度供用開始に伴い、管理に関する条項及び利用料を新たに追加する必要があります。

これがこの議案を提出する理由です。

山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
山都町運動公園の設置及び管理に関する条例(令和4年山都町条例第26号)
の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「芝生広場」の次に「、サッカー場、ちびっこ運動広場」を
加える。

第5条第1項第2号中「午前5時」を「午前7時」に改め、同項中第3号を
第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) サッカー場 午前7時から午後10時まで

(4) ちびっこ運動広場 午前7時から午後6時まで

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、ちびっこ運動広場を利用する者については、この限りでない。

第12条を次のように改める。

(使用料の額)

第12条 中央グラウンドの使用料の額は、別表第1のとおりとする。

2 サッカー場及び芝生広場の使用料の額は、別表第2のとおりとする。

3 総合体育館パスレルの使用料の額は、別表第3のとおりとする。

別表第1 芝生広場(A)の項及び芝生広場(B)の項を削る。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2 (第12条関係)

施設名	単位	使用区分	使用料	照明料	備考
サッカー場	全面	一般	1,200円	一般	1 使用料

※1面につき	(人工芝)	高校生以下	600円	1,000円	は1時間あたりの金額とする。 2 1時間未満は1時間とみなす。
	半面 (A・B)	一般	600円	高校生以下	
		高校生以下	300円	500円	
	フットサルコート (1～6)	一般	300円		
		高校生以下	200円		
芝生広場 (A) ※上段	グラウンド ゴルフ (1面)		500円		
芝生広場 (B) ※下段	グラウンド ゴルフ (2面)		1,000円		

注 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

山都町運動公園の設置及び管理に関する条例(令和4年条例第26号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 運動公園は、中央グラウンド、芝生広場_____及び総合体育館パスレルをもって構成する。</p> <p>(施設の利用時間)</p> <p>第5条 運動公園の施設の利用時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 芝生広場 <u>午前5時から午後6時まで</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 運動公園を利用する者は、使用料を納めなければならない。_____</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第12条 <u>使用料の額は、中央グラウンド及び芝生広場にあつては別表第1、総合体育館パスレルにあつては別表第2に掲げるとおりとする。</u></p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 運動公園は、中央グラウンド、芝生広場、<u>サッカー場、ちびっこ運動広場</u>及び総合体育館パスレルをもって構成する。</p> <p>(施設の利用時間)</p> <p>第5条 運動公園の施設の利用時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 芝生広場 <u>午前7時から午後6時まで</u></p> <p>(3) <u>サッカー場 午前7時から午後10時まで</u></p> <p>(4) <u>ちびっこ運動広場 午前7時から午後6時まで</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 運動公園を利用する者は、使用料を納めなければならない。<u>ただし、ちびっこ運動広場を利用する者については、この限りでない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第12条 <u>中央グラウンドの使用料の額は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>サッカー場及び芝生広場の使用料の額は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>3 <u>総合体育館パスレルの使用料の額は、別表第3のとおりとする。</u></p>

別表第1(第12条関係)

山都町運動公園使用料

施設名	区分	5時～12時	12時～18時	18時～22時	照明料 (1時間まで)	備考
中央グラウンド ※1面につき	野球	230円	450円	130円	820円	1 1時間未満は1時間とみなす。 2 町民以外の使用の場合は倍額とする。
	ソフトボール	190円	320円	130円	820円	
	サッカー	190円	320円	130円	820円	
	その他	130円	190円	130円	820円	
芝生広場(A) ※上段	グラウンドゴルフ (1面)	500円 (1時間あたり)				
芝生広場(B) ※下段	グラウンドゴルフ (2面)	1,000円 (1時間あたり)				

注 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

別表第1(第12条関係)

山都町運動公園使用料

施設名	区分	5時～12時	12時～18時	18時～22時	照明料 (1時間まで)	備考
中央グラウンド ※1面につき	野球	230円	450円	130円	820円	1 1時間未満は1時間とみなす。 2 町民以外の使用の場合は倍額とする。
	ソフトボール	190円	320円	130円	820円	
	サッカー	190円	320円	130円	820円	
	その他	130円	190円	130円	820円	

注 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

別表第2 (第12条関係)

施設名	単位	使用区分	使用料	照明料	備考
サッカー場 (人工芝) ※1面につき	全面	一般	1,200円	一般	1 使用料は1時間あたりの金額とする。
		高校生以下	600円	1,000円	
	(A・B)	一般	600円	高校生以下	2 1時間未
		高校生以下	300円	500円	
	フットサル	一般	300円		

別表第2(第12条関係)
(略)

	コート (1~6)	高校生以下	200円		満は1時間 とみなす。
芝生広場 (A) ※上段	グラウンド ゴルフ (1面)		500円		
芝生広場 (B) ※下段	グラウンド ゴルフ (2面)		1,000円		
注 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。					
別表第3(第12条関係) (略)					